

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1216））
2. 日 時：平成30年8月24日10時00分～12時30分
13時30分～19時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、中川上席安全審査官、正岡主任安全審査官、田尻安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所 品質保証室 室長 他35名

東北電力株式会社：原子力品質保証 主査 他8名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当

他6名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 副長 他6名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 担当 他5名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力品質保証） 副長 他8名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他6名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、8月21日、22日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち、要目表、竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書、基本設計方針、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【要目表関係】

- 新設する代替燃料プール冷却系熱交換器の容量の妥当性について、設計条件及び計算過程等を整理して提示すること。

【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書関係】

- ディーゼル発電機のルーフベントファンに対する防護鋼板設置位置の妥当性について整理して提示すること。

【設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書関係】

- 緊急時対策所の機能に係る設計について、照明に関する設備仕様の確認内容を説明すること。

【基本設計方針関係】

- 技術基準規則第54条への適合性について、先行プラントと東海第二発電所の設計方針や設備等の相違を踏まえ、東海第二発電所の基本設計方針を記載すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（代替燃料プール冷却系）（本文）
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】